

＜お詫びと訂正＞

2016年7月号110ページに下記の誤りがございました。お詫びして訂正申し上げます。

【訂正箇所】：赤字部分 / 【削除箇所】：取り消し線部分

●質問のケースにおける保険料計算の具体例

●A社月額報酬:100万円 / B社月額報酬:150万円 の場合 ※
(標準報酬月額:980千円⇒1390千円)

※健康保険料率(本人負担分)は、5.0%と仮定し、通勤交通費は考慮していません。

B社 役員就任					
↓					
	~3月	4月	5月	6月	7月
	(万円)				
A社 月額報酬	100	100	100	100	100
B社 月額報酬	0	150	150	150	150
月額報酬 計	100	250	250	250	250
↓					
	(千円)				
A社 報酬月額	1000	1000	1000	1000	1000
B社 報酬月額	0	1500	1500	1500	1500
標準報酬月額	980	1390	1390	1390	1390
↓					
	(円)				
健康保険料計 (本人負担分)	49,000	69,500	69,500	69,500	69,500
A社	49,000	27,800	27,800	27,800	27,800
B社	0	41,700	41,700	41,700	41,700

■健康保険料の按分計算

＜月額変更前(4~7月分)の健康保険料＞

A社:49,000円×{980千円/(980千円+1390千円)}=20,262円

B社:49,000円×{1390千円/(980千円+1390千円)}=28,738円

＜報酬改定後(4月以降)の健康保険料＞

A社:69,500円×{1000千円/(1000千円+1500千円)}=27,800円

B社:69,500円×{1500千円/(1000千円+1500千円)}=41,700円

ここで注意したいのは、B社の代表取締役役に就任した際に、標準報酬月額が改定される場合には、標準報酬月額の改定は、「随時改定」と異なり、同様に3カ月間のA社・B社双方の報酬支払い実績に基づき、41カ月目(4月)から標準報酬月額の改定が行われるということです。改定となります。この場合であっても、2社における健康保険料の按分は1カ月目から行われることとなるため留意が必要です。月額報酬の比率に応じて按分されることとなります。

(以 上)